

北本市デマンドバス有料広告掲載取扱要綱

(平成30年12月1日)
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、北本市デマンドバス（以下「デマンドバス」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告取扱主体)

第2条 広告の取扱いは、デマンドバスを運行する事業者（以下「運行事業者」という。）が主体となって行うものとする。

2 広告の取扱いに係る経費及び収入は、運行事業者の経常収支へ繰り入れるものとする。

(掲載の基準)

第3条 デマンドバスに掲載できる広告は、企業、事業所、商店等の広告媒体とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に関するもの
- (3) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (4) 社会問題等についての主義主張（意見広告）
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないとして市長が認めるもの

(掲載場所)

第4条 広告の掲載場所は、車両の運行上の安全を妨げない範囲で、指定する車両ごとに定める。

(広告の種類)

第5条 広告の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 車内ポスター
- (2) 車内シール

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、最長1年とする。

(掲載料金)

第7条 広告の掲載料金は、別表のとおりとする。

2 広告の掲載料金は、掲載決定後、運行事業者が指定する期日までに一括納入するものとする。

(広告の作成等)

第8条 広告の作成は、広告主の責任において作成し、その費用は全て広告主が負担するものとする。

2 デマンドバスへの広告掲載及び撤去については、広告主の負担及び責任において行うものとする。

3 デマンドバスへの広告掲載及び撤去作業の日程については、運行事業者と広告主で協議して決定するものとする。

(補償)

第9条 広告掲載後、事故等により広告が毀損し、又は破損したときは、運行事業者が経費を負担して修復するものとする。ただし、経年に起因する広告の色あせ等の劣化についてはこの限りでない。

(募集の方法)

第10条 広告の募集は、市広報誌及び市ホームページに掲載するものとする。

(広告の申込み)

第11条 広告は、北本市デマンドバス有料広告掲載申込書(様式第1号)により、広告の案を添えて運行事業者に申し込むものとする。

(審査及び決定)

第12条 運行事業者は、前条の申込書を受理したときは、当該申込みの承認又は不承認を速やかに決定し、当該広告主に通知しなければならない。

2 運行事業者は、当該申込みの承認決定に当たっては、

事前に北本市デマンドバス有料広告掲載届出書（様式第2号）に関係書類を添えて、市長に提出し、その同意を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の同意をしたときは、運行事業者に北本市デマンドバス有料広告掲載同意書（様式第3号）を交付するものとする。ただし、広告掲載の内容等が第3条に該当するときは、運行事業者に対し、掲載内容の変更又は掲載の不承認を求めることができる。

（掲載の取消し）

第13条 市長は、広告の掲載に支障があると認められるとき又は広告主が広告掲載料金を納入しなかったときは、運行事業者に対し、当該掲載の取消しを求めることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

別表（第7条関係）

種類	規格（mm）	料金（月額）
車内ポスター	A 4（210×297）程度	900円
	A 3（297×420）程度	1,800円
車内シール	A 5（148×210）程度	400円

様式第1号（第11条関係）

年 月 日

北本市デマンドバス運行事業者 様

住 所
事業者名
代表者名
印

北本市デマンドバス有料広告掲載申込書

北本市デマンドバスへの広告の掲載につきまして、北本市デマンドバス有料広告掲載取扱要綱第11条の規定により、広告掲載図案の見本を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

広 告 主	
種 類	1. 車内ポスター（ A 3 程度 ・ A 4 程度 ） 2. 車内シール（ A 5 程度 ）
数 量	
掲載期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
料 金	契約予定額 金 円
掲載条件等	
掲載車両	
添付書類	広告掲載図案見本（写）、 その他（ ）
備 考	広告主連絡先 電話 担当

様式第2号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所
運行事業者名
代 表 者 名 印

北本市デマンドバス有料広告掲載届出書

北本市デマンドバスへの広告の掲載につきまして、北本市デマンドバス有料広告掲載取扱要綱第12条第2項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり届け出します。

記

広告主	
種類	1. 車内ポスター（ A3程度 ・ A4程度 ） 2. 車内シール（ A5程度 ）
数量	
掲載期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
料金	契約予定額 金 円
掲載条件等	
掲載車両	
添付書類	広告掲載申込書（写）、広告掲載図案見本（写） その他（ ）
備考	広告主連絡先 電話 担当

様式第3号（第12条関係）

北市く発第 号
年 月 日

様

北本市長 印

北本市デマンドバス有料広告掲載同意書

年 月 日付けで届出のあった北本市デマンドバス広告掲載については、北本市デマンドバス有料広告掲載取扱要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり同意します。

記

1. 広 告 主
2. 広告の種類
3. 広告の数量
4. 掲 載 期 間
5. 広告の料金
6. 掲 載 車 両
7. 条 件

以上